

京都市野外活動施設京北山国の家使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月13日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第117号

京都市野外活動施設京北山国の家使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

京都市野外活動施設京北山国の家使用料の徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則

第1条の見出し中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改め、同条中「その使用」を「その利用」に、「使用料」を「料金の上限額」に改める。

第2条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に、「使用料」を「京都市野外活動施設京北山国の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条各号中「使用」を「利用」に改める。

第3条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第9条」を「第10条」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者」に改める。

別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)